

答 申 第 2 6 3 号
令 和 元 年 8 月 2 1 日

岐阜市長 柴橋 正直 様

岐阜市個人情報保護審議会
会長 池 田 紀 子

保有個人情報の利用目的以外の目的のための利用について（答申）

岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号）第10条第3項の規定に基づき、令和元年8月13日付け岐阜市民市第170号で諮問のありました下記の事案について、下記のとおり答申します。

記

1 事案の概要

岐阜市斎苑では、遺体を火葬し、遺族が遺骨を採取した後に残る骨又は灰等（以下「残骨灰」という。）が、毎年大量に発生する。

岐阜市では、残骨灰の処理について、遺族の感情を損なわないようにするための配慮から、環境衛生上問題のないように取り扱うことを条件に、民間業者に対し、その引取り、供養地への納骨、永代供養の実施等を業務委託している。

一方、残骨灰には、歯の治療等に由来する金・銀・プラチナ・パラジウムといった有価物が含まれていることがあることから、財源として有効に活用するとの考え方もあり、実際に残骨灰を売却し、火葬場の整備や運営の財源に充てている自治体がある。

岐阜市においては、こうした他の自治体の状況も踏まえながら、市民感情に配慮した適切な残骨灰の処理方法について検討しているところである。

そこで、残骨灰の処理方法について市民の意見を伺うため、アンケート調査（以下「調査」という。）を実施する。

については、調査の実施に係る調査対象者の抽出及びタックシールの作成に当たり、条例第10条第2項第5号の規定により、市民生活部市民課が保有する住民基本台帳の情報を利用目的以外の目的のために利用する。

2 利用目的以外の目的のために利用する保有個人情報

調査対象者の氏名、住所及び郵便番号

3 意見

適当なものと認める。